

会 議 録

会議の名称	第18回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時	平成21年2月27日（木）19:00～21:00
開催場所	市役所4階 401～402会議室
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員 中川教授、澤井名誉教授 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、岡林委員、奥居委員、奥田委員、帯谷委員、梶谷委員、金田委員、河原委員、小林委員、鯛委員、高原委員、中村委員、西本委員、沼田委員、林委員、福嶋委員、横田委員） 市職員委員（西尾委員、吉本委員、中尾委員）
	事務局 北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田、勝丸
欠席者	委員15名
議題	① 前回議事録の確認について（全体討議） ② 第2次条例案たたき台について（全体討議）

議 事 概 要

1. 開会挨拶等

事務局から以下の報告をする。

- ・ 本日の欠席者について
- ・ 副会長が遅れることについて

2. 前回議事録の確認について

事務局から前回会議録の説明がある。

< 質疑応答 >

会 長 質疑ありませんか？

委 員 先日、事務局に出向いて自分なりの案を提出し、この案を会議の場で全体に配布してほしいと言ったところ、事務局としてそれはできないと回答されました。事務局が前面に立って修正案を出すということであれば、我々のその時々々の意見に対し真摯に受け止め、対応してほしいと思います。

また、多数決で決定する場合のルールを確定して頂きたいです。

それから、あれだけ多数の意見が出されたにも関わらず、原案のままで良いかという賛否もとっています。これだと、議論をした意味がないと思います。

会 長 では、どのようにすれば良いですか。ご提案を頂きたいです。

どのような方法でも結構ですが、多数決での決定は好ましくないと考えています。ただ、条文自体はA案、B案のどちらかに決めていかなければいけません。

委 員 あれだけの意見が出され、また原稿は推敲するほど良くなりますので、個々の案を事務局に提出すれば良いと思います。

そして、事務局が案としていくつかにまとめ、その案を元に議論をするべきではないでしょうか。

会 長 各自の案が出された場合、誰がどのように審議すれば良いのですか。事務局がまとめるのであれば、全体討議にかけないわけですよね。

事務局として、個別バラバラの意見を修正することは可能ですか。

事務局 前回の会議で、第2次素案たたき台は事務局案ではなく、委員の皆さんで作ったものであることを再確認したと思います。そして、その第2次素案たたき台の前文について議論を行い、そこで提案された課題を反映させた結果が、本日皆さんに配布した修正案ではないでしょうか。また、今後も同様の進め方をするものだ

と認識しています。

会 長 　少し勘違いをなさっている部分があるのではないのでしょうか。前回の議論では各段落ごとに分解しましたので、原文のままで良いという採決は最終段落についての話です。また、皆さんから頂いた意見について、念のために賛成と反対の人数をお聞きしたわけです。

出された意見をひとつひとつこなし、多数派の意見を盛り込んだ場合にどのようなものになるかということで、再度修正案の提出を事務局にお願いして前回は終了したはずです。

何度も言ってますが、決断が必要です。地域やバランスを考慮する際に、あれを入れるならこれも入れろ、これを入れるならそれを外せという話はどうしても出てきます。しかしそれらを全部受けていると、限りなく長い文章になってしまうため、例えば若い世代にこの前文を読んでもらうことを想定した場合、説得力のある文章とは言えません。ある程度を取捨選択を決断する議論を行うために、委員の総意として事務局に修正案の提出を委任したはずです。それを蒸し返されると議論できなくなってしまいます。

前回の会議内容を再度確認します。前文を5つのブロックに分けて議論しましたよね。そしてブロックごとに、『金魚と城下町』をどうするか、『大和郡山らしさ』をどうするか、『新しく発展する町』という記述を入れるべきだ、『持続可能なまちづくり』という記述を入れるべきだ、『人権』を削除するべきだ、最終段落については第2次素案たたき台の原文のままで良いのではないか、いや加工修正すべきだといった議論がなされ、多数派の意見を盛り込んだ修正案を見てみましょうかということだったと思います。

ここまでは前回会議録に関する話でしたので、この辺で本日の議題へと進行させて頂いてよろしいでしょうか。

異議がないようですので、進行致します。

3. 議題

◎ 条例前文（修正案）について

会 長 　修正案では、『金魚と城下町』『大和郡山らしさ』が残され、『新しく発展する町』『持続可能なまちづくり』については記述され

ず、『人権』は削除されています。また、最終段落についてはほぼ原文のままとなっていますね。

委員 よくできていると思います。

委員 『人権』についてはどうでしょうか。

会長 『人権』についてですが、人権侵害の対象となるのはソーシャルマイノリティ、いわゆる社会的少数者であり、人権に関する事項を多数決で決めるのは相応しくないというのが国際ルールです。人権規約や世界人権宣言の精神に立つと、『人権』を削除するという決断の方がむしろ勇気が必要だと思います。また、人権のことを記述した条文もあるため、前文の中に『人権』という文言が無いのは不自然だという意見もありましたね。

人権については、子供の人権、高齢者の人権、障がい者の人権、在住外国人の人権がよく言われており、さらに細かい分類になると、HIV患者の人権やハンセン病患者の人権もありますし、社会環境における少数者の立場という観点では女性の人権もあります。

再度の話になりますが、『人権』についてはどのように扱いたいでしょうか。人権を同和問題と即座に結びつけるのではなく、非常に幅広い概念も持つという観点からもう一度議論した方が良いかとは思っています。

委員 前回、『人権』は削除した方が良いという意見が多数でしたから、削除したままで良いと思います。

委員 第3条の基本理念で『人権』について言及していますので、前文からは削除しておいて良いと思います。

委員 『人権』とは別のことで、今後の議論の進め方についてですが、1段落毎ということでしょうか。

会長 いえ、議論している条の条文全体が対象ですので、どの部分に

意見を言って頂いても結構です。

委員 前文は基本的なバックボーンを明確に述べる箇所だと思います。必ずしも『人権』を入れた方が良いと言うわけではありませんが、もう一度切り口を変えて考えてみるのも良いのではないのでしょうか。

会長 その意見は正しいですね。

ここは決断になるかと思います。前文には法的な実効性はなく、言ってみれば姿勢を示す箇所です。実効性があるのは第3条で、ここで基本的人権について述べています。そのため、それで良いという判断をするか、あえて前文にも『人権』を入れるかということですが。

ただ、この自治基本条例は議会への上程前に、行政の法政部門に審査してもらわなければならないため、文章の微調節はありえます。また、最終的には副市長と市長の政策的な判断も加わることから、我々が提出するのは市長の諮問を受けた答申文であり、原文の全てが通るわけではないことは頭に入れておいて下さい。

委員 第2次素案たたき台から見て、修正案では『市民一人ひとりの人権を尊重し』という表記が削除されていますが、その後続く部分であった『それぞれの権利と役割・責務を認識したうえで』という表記は残されており、その中には人権を守るという事が含まれているとの解釈ができると思います。

委員 修正案の完成度は非常に高いと思いますが、何となくきれいな事が並んでいる感じがします。

個人的にじっくりこない理由としては、自治基本条例の必然性、必要性が前文に記述されていないように感じる事が挙げられます。なぜ、今、このような形の自治基本条例が必要なのかを具体的に振り返るような記述があると、前文がより明確になるのではないのでしょうか。それまではやろうとしてもできなかった事をできるようにするための道具だという表記があっても良いと思います。

委員 前文の第3段落に『歴史・文化・自然・環境』とありますが、『環境』は『歴史・文化・自然』の各々と同じなのではないでしょうか。

会長 『環境』は、歴史環境、文化環境、自然環境というふうに全てに関わるため、余分になってくるということでしょうか。

委員 社会環境もありますので、『環境』は必要だと思います。歴史環境、文化環境、自然環境はありのままのものであり、人間が作る環境があっても良いのではないのでしょうか。

会長 そうですね。人間環境、社会環境、自然環境というふうに3層ありますしね。

委員 『地球環境』という表現で全てカバーできると思います。

委員 『地球環境』とするのには反対です。かえって範囲が狭くなると思います。

会長 『生活環境』とするとまた範囲が合わなくなりますね。原文通り『環境』の方が、収まっている気もしますが。

この議論の流れですと前文案の再修正になりますが、どうしますか。

さきほどから言っていますが、決断なのです。議論をやればやるほど、変更したい箇所が出て来ると思います。

委員 おそらく、こうやって自治基本条例の案を作成し、それを市民に提示して意見を聞き、再度作り上げますよね。

ですので、この程度にしておいて、とりあえず先に進みませんか。

会長 一つの良い意見が出されました。

パブリックコメントの際に、また意見が出ますよね。そしてそれを盛り込んだ新たな修正案を作らなければならない可能性が高

いわけです。

とりあえずは修正案を前文として仮置きし、本体条文の第1条に進みましょうか。その方が作業的には先が見えてくるかも知れません。

それでは、一旦修正案を前文として承認しましょう。

委員 前回の会議でも意見として話があったかと思いますが、今、議論している前文には理念に関する表記が欠落しているように感じます。

前文だからこそ理念が重要なのではないのでしょうか。例えば日本国憲法で言いますと、武力で解決しないという理念があります。そのような理念を、自治基本条例にも盛り込みたいです。

ただ、今日はこのまま先に進んでいくという提案には賛成ですので、今後もし見直す機会があれば再考してもらいたいです。

会長 一委員として発言させて頂きますと、この前文に理念が無いとは思っていません。際だった個性的な理念は、盛り込まれていないかもしれませんが、全市民的に支持できる範囲の穏やかな理念は入っていると認識しています。

したがって、理念の無い条文だとは思っていませんし、理念を議論していないとも思っていません。

それから、なぜ自治基本条例を制定するのかという話が今ひとつ見えにくいという意見もありましたね。私は、第3段落を受けた第4段落が決意の部分であり、それを実現するのが自治基本条例であるという理解をしています。ですので、必要な理由も書かれているのではないかと思います。

一通り最後まで通した後、再度、前文に戻って来たら新たな発見があるかも知れませんね。やはりこれは必要だろう、という具合です。

それでは、本体条文に入っていきますでしょうか。

◎条例第1条～第3条について

会長 条例第1条～第3条について意見あればお願いします。

委員 第1条にある『安全、安心』という表記は、語呂が良いからか最近よく耳にしますが、個人的にはなじみません。

『安全に暮らせる』とは言いますが、『安心に暮らせる』とは言わないと思いますし、『安全、安心』は今だけの流行ではないでしょうか。

もし、『安全』『安心』両方入れるのであれば、『安全に安心して暮らせる地域社会』とするのはどうでしょうか。

会長 安全と安心は要素的に全く別物で、安全は犯罪や災害、事故からの安全であり、安心は福祉等の要素ですよね。

委員 安心は安全より含む意味が大きいのではないのでしょうか。安全だから安心、となると思いますし。

会長 その関係はありますが、どちらかと言うと安全は非日常的、安心は日常的だと認識しています。安全は非日常的な事件や事故等に遭遇しない、あるいは遭遇しても大丈夫という意味合いであり、安心は毎日の事柄についての表現ではないのでしょうか。

委員 条例として長く残るものですし、言語の専門家に意見を聞いてみるのはどうでしょうか。

会長 『安全かつ安心』とすれば何となく収まる気はします。

委員 第3条第2号に『子ども』という表記があります。教育関係を除くと、政府が発行している文書では子供という漢字表記が用いられてますので、自治基本条例でも『子供』とするべきだと思います。

会長 ある時点から、政府は「子ども」という表記を用いているはずですよ。

児童の権利条約を承認している国として、お供を連想させるという理由から、「子供」という表記は自粛しようという傾向があります。とは言え、別段気に掛ける事でもないかなとも思います。

それよりも『障害者』という表記の方が気になります。近年では、「障がい者」もしくは「障碍者」を用い、現状では「障がい者」という表記が多いように思います。ですので、ここは『障がい者』と変更してもらった方が良いでしょうね。

委員 第3条と第4条をひとつの条文にするのはどうでしょうか。
また、第2条第1号はB案を採用すれば、第8条を削除しても良いのではないかと思います。

それから、大和郡山市の条文では第2条第3号に当たる『執行機関』の所で、他市の条文では消防長という文言が入っていますが、入れなくても良いのでしょうか。

会長 消防長については、特別職の場合とそうでない場合があります。大和郡山市の場合は任命であり、市議会の承認は必要としませんよね。ですので、特別職ではなく、市長の下部機関として市長に含まれることになります。

よく似たものとして水道事業管理者もありますが、両者共に市町村によって状況が異なります。

多くの市町村で、消防長は特別職ではないですね。

委員 第2条第7号の『コミュニティ』は、この定義が全国共通のものでしょうか。よく口にしたり耳にしたりする言葉ですが、これが正解でしょうか。

会長 第2条第7号にあるような組織を、大和郡山市では今後『コミュニティ』と呼ぼうという約束になりますね。定義としては、きちりとしたものがあります。

『コミュニティ』を入れて欲しいというのは、ワークショップで出された意見ですよ。

委員 そのため、文言自体の削除を求めるつもりはないですが、『共同体感情を基盤とした』という表記がしっくりこないのです。

会長 『共同体感情』は外しても良いかもしれませんね。

事務局 第1次素案たたき台の第7章第26条の【説明・解釈】に、『コミュニティを・・・本条例では地域性と共同体感情を基盤とする・・・』とあったことを参照しましたので、皆さんで検討して頂けたらと思います。

会長 地域という言葉を入れて、『地域コミュニティ』とした方が良くもありませんね。

委員 単純な質問かもしれませんが、コミュニティと自治会はどう違うのかということもあるかと思います。

会長 いえ、それは重要なことです。

事務局 『コミュニティ』がどうあるべきかということになると、かなり論議しなければならないように思います。

ただ、団体が地域型と目的型に分かれているという観点から、自治会関係と目的型で集まったグループの両方共が『コミュニティ』であると、表現が少々難解ですがここには書かれていると認識しています。

委員 『コミュニティ』は第26条で再度でてきます。自治会だけではなく多様な活動、例えばスポーツ団体や市民団体での活動という広い意味でとらえて規定しないと、なかなか活動には結び付かないと思いますので、第26条と合わせて定義するべきではないでしょうか。

委員 『共同体感情』等の表現が引っかかる部分だと思いますので、大幅に削除して『市民が自主的に組織した団体』とすれば良いのではないのでしょうか。

会長 大変重要な議論ですね。また、さきほどの事務局の話は、市の姿勢も示しているかと思います。

特定目的別に個人が結集して活動するボランティア集団、俗にNPOと呼ばれますが、このNPO型の活動もコミュニティの概

念に入っているとされますし、自治会や町内会がやっているようなこともコミュニティに含まれるとされます。

奈良市の共同参画条例の原案を眺めてみると、市民公益活動としてひとくくりにしています。片方は土地に根差した活動であり、もう片方は人の連帯の上にある課題別の活動であるとし、その両方が市民公益活動ですと認めているわけです。

そのようなくくり方を用い、『コミュニティ』と言うよりも、『市民公益活動団体』等とするのが良いのではないかと思います。

委員 そうすると『地域の課題を』は削除すべきなのですね。

会長 『市民社会の課題を』となるでしょうね。
今回は第2条第7号の議論はせず、先でやることにしませんか。

委員 三鷹市の第2条第2号に「市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体をいう」とあります。この表記があれば、自治会活動やNPO団体の活動、障がい者団体の活動等も含めることができ、今議論している『コミュニティ』の問題も解決するのではないのでしょうか。

また、第5号と第6号は不要であり、さらに第2号を三鷹市を参考に修正することで、第2条は第4号までで網羅できると思います。

会長 第1号～第4号は主体の定義であり、第5号と第6号は行動の定義ですよね。『協働』や『参画』を定義しなくても、他の部分で担保できるのでしょうか。

委員 私はできると思います。

会長 第2条以外で定義していますか。

委員 記述はありますが、定義はしていません。

会長 そうであるなら、第5号と第6号の削除には問題がありますね。

しかし、今の提案は大切な話で、大和郡山市の第2条第2号を三鷹市に準拠するものに変更した場合、影響を受けるのはどの条文ですか。

委員 第8条ではないでしょうか。

会長 改めて第8条を見ますと、特に影響を受けそうにはありませんね。

委員 第2条第1号『市民』の所に第8条の内容を盛り込んでしまえば、第8条自体も不要になるのではないのでしょうか。

会長 盛り込むことで何らかの不都合は生じませんか。

委員 『事業者』の表記がでてくるのは、第2条第2号と第8条だけです。第2条第1号に『市内で事業を営む者をいう』と付け加えれば、第2条第2号も第8条も不要になると思います。

会長 市民と事業者を分けている自治体もあれば、分けていない自治体もありますね。

第2条第1号に盛り込むという意見を採用するならば、『市内に・・・活動する者及び市内で・・・行うものをいう』としますか。

委員 事業者を市民と分ける必要があるのでしょうか。

会長 権利主体として事業者を分けておかなければならない場合がでてくるかどうかでしょうね。

委員 今の分け方ですと、『事業者』は営利目的の団体という見方ができますよね。それを『市民』の中に入れたとしても、了解事項として処理できれば問題ないかと思います。

会長 最近は団体市民、法人市民、企業市民という言葉も使いますし

ね。

委員 『事業者』と『市民』が別々に定義されている以上、第1条の2行目『市民及び市』の所にも『事業者』という表記が必要ではないかと思います。

会長 その通りですね。

委員 同じく第1条の2行目『市民及び市』の所に、『市議会』も追加してほしいです。

会長 『市議会』は『市』に含まれています。
第2条第4号にある通り、『市』は『市議会、市長その他の執行機関』です。

委員 第9条に（市議会の役割および責務）とある通り、『市』と『市議会』はわざわざ別にしていきますので、第1条についても『市』に『市議会』が含まれているとするのはおかしいのではないのでしょうか。

事務局 定義と責務は別ではないのでしょうか。この言葉にはこれだけの意味があるということと、実際にはこういった責務や権利があるということとは、含まれているか否かに関係ないという認識です。

委員 第2条の第3号と第4号は順序が逆なのではないのでしょうか。

会長 並びから言えば、『執行機関』の前に『市』が来るべきであり、第2条の第3号と第4号は順序が逆でしょうね。

事務局 さきほど出された、第2条第2号の『事業者』を三鷹市のように『事業者等』として、『コミュニティ』を含むのはどうかという意見に話を戻すと、『市民』と『事業者』を一緒にするという意見とは異なりますよね。

委員 意見が異なるかどうかというよりは、単純に文章が長くなることは好ましくないという考えです。

事務局 前文へと議論を戻すわけではありませんが、『大和郡山らしさ』の所へあえて『コミュニティ』をいう表現を入れて、それがどのようなものかを記述するのも、大和郡山らしい自治基本条例の特徴ある表現方法のひとつかなという思いもあります。

委員 地域的な色合いを除いた表現で、『コミュニティ』という文言は入れてほしいですね。今後の市民活動を考える時、『コミュニティ』が基盤になると思います。

委員 質問なのですが、我々はどう理解すれば良いのでしょうか。

会長 コミュニティは共同体と訳し、NPOやボランティア集団はアソシエーションで目的別結社と訳します。両者では組織原理や意思決定原理、行動規範が全く異なります。

ですので、コミュニティの中にNPOを含むことはせず、市民公益活動や市民公益活動団体の中に、コミュニティ型の団体とNPO型の団体の二つを含む等にしておく方が安全かと思います。

コミュニティと言う以上は、地域共同体です。

事務局 では、コミュニティを端的に言うと自治会でしょうか。

会長 そうです。

ただ、今から述べる話はもう少し先で議論して頂けると嬉しいです。

大和郡山市では自治会や町内会がしっかり頑張っていることは知っていますし、資産として守るべきだと思います。

しかし、問題もあります。自治会や町内会の多くは世帯勘定であり、加入するしないの自由もある任意団体です。そのため、自治法上は公共的団体で、的という文字が入ります。

公共性から考えると、そのように自治会に入りたくないという人々も対象として地域づくりをしなければいけません。その上で

自治会、町内会を中心に据えながらも、誰もが関われるという地域コミュニティ政策をやらなければならない段階に来ていると思います。

ある種二重構造になりますが、行政が資金的な援助をする限りは、一定程度以上に公共性が高まった地域コミュニティを作ってもらわなければなりません。そこまで政策的に進むべきだという決断を加え、この条文を構成するか否かの議論が必要です。まだ先の話ですが、頭に入れておいて下さい。

それと合わせて、例えば障がい者の家族を守る市民の会等の目的別の団体は、地域へのこだわりではなく人的なネットワークで繋がっていますよね。このような団体も公益性は高いわけです。そうすると、コミュニティ系の団体を応援する市の政策だけではなく、目的別の公益性の高い市民活動にも支援しますと明記しなければなりません。その辺の政策バランスをどう設計して盛り込むかの議論も必要です。

以前にコミュニティや団体に関する条文についての議論を行った時は、両方とも含むんだということであっさり進んでいます。特に自治会との関係については、深く議論しきっていません。ですので、次にその条文が対象の機会には、皆さん本腰を入れて議論して頂くをお願いしておきます。

委員 質問なのですが、現状はA案、B案というふうに条例文の案があり、また両者は対等の関係であることを元に議論していますよね。このままずっとA案、B案を残したまま進めていくのでしょうか。A案にするのか、B案にするのか、あるいは修正等するのか決定していく必要があると思います。

また、二つの案を一つにまとめる等なら良いのかもしれませんが、三つ、四つと分かれていけば条例文の案は増えていく一方です。案を一つのものに固めていかないと、集中的な議論は行えないのではないのでしょうか。

会長 その通りですので、そろそろ決定していきましようか。

委員 確認なのですが、事業者については法人、個人、団体も含めて

『事業を営むもの』にまとめたという理解で良いのですよね。

会 長 現状では、まとめた方が良いだろうということになっていますが、第2条についてお聞きする時に再度確認します。

それでは第1条について、『安全、安心』を『安全かつ安心』に変更するという事で収まったのではないのでしょうか。異議がなければ、決定とさせていただきますね。

委 員 『こころ豊かで』という文言がありますが、このことについて具体的な施策等を表記しているところはあるのでしょうか。また、形容詞として『安全、安心』にかかっているのでしょうか。

それまではあまりソフトな表現を用いていませんでしたので、何となく突然出てきた言葉のように感じられるのです。

会 長 『こころ豊かで』というのは、本体条文よりもむしろ前文等で使われるような言葉ですね。

第1条は目的についての条文ですから、『自治の確立』と『地域社会の実現』にかかります。こころ豊かに暮らせる地域社会ということと言いたかったところに、『安全、安心』を追加したのではないかと思います。

委 員 形容詞的な使い方をしているのであれば、少し修正した方が良いのではないのでしょうか。

委 員 ソフトな言葉はかえって人間らしくて良いと思います。

委 員 『こころ豊か』『安全』『安心』の三つを担保するのは良いと思います。

会 長 それでは改めて、第1条は『安全、安心』を『安全かつ安心』に変更することで決定としましょうか。

続いて、第2条についてお聞きします。

委 員 今の決定に異論はありません。

ただ、第1条の中で基本条例の性格あるいは特性について議論を行っていた際、我々は市民サイド、市サイドという形で固定されており、第32条にあるような国や県との関係について触れていなかったように思います。この辺りのことは、どのように考えれば良いのでしょうか。最近では地方自治を目指す議論が活発で、大阪府の橋下知事も国とは対等の関係にあると発言していますよね。第32条にも『国及び奈良県等と対等な関係』と一応の表記はされているようですが。

会 長 あえて言うのであれば、国に口出しさせない、都道府県の言いなりにならない大和郡山市をつくるためとなるのでしょうか。ただ、そこまで喧嘩を売るようなことを書かないといけないかなとも思います。

副会長 第1条の『市民自治の確立』の中に、国との対等な関係も含まれていると考えましょう。

委 員 明確に記述すると少々まずいと思った方が良いでしょう。

会 長 その辺を含んでいるのが第32条で、実は大和郡山市の本音を出しているわけです。国や県の言いなりにはないというふうになりますね。

それでは第1条は終了して、第2条について確認します。

第2条の第1号と第2号は合体させる。そして第2号の省略の仕方は、三鷹市の第2条第2号を用いる。

委 員 第1号と第2号を合体させるのですか。

事業者は独自の顔を持っていて、特に企業が大型化した場合には、都市部にある本社が地方に営業所等を置くという組織になってきています。また、特に大和郡山市には大きな工業団地もあります。そのような点からも、『事業者』は別にしておいた方が良いでしょう。

会 長 法人市民の存在が大きいからこそ、第8条は残しておいて、市

民と同じように義務があるということを知らしめた方が良いという意見ですね。

そうすると、第2条第2号の書き方について、三鷹市方式が良い、あるいはA案が良いのどちらになりますか。さきほど三鷹市の条文を推薦された方はどうでしょう。

委員 第2条は用語の意味が書かれていますので、第7号『コミュニティ』の所に、三鷹市の第2条第2号にあるような目的別の団体についての記述を追加してもらえるのであれば、A案で結構です。

会長 第7号『コミュニティ』の所ですか。

委員 はい。第7号『コミュニティ』の所に、地域共同体やいわゆる目的別団体の意味をしっかりと書いて頂ければ良いです。第2条は用語の意味についての条文ですので、必ずしも三鷹市の方式が良いというようなこだわりは特にありません。

会長 分かりました。

第2条の第1号と第2号はまとめてしまった方がややこしくなくて良いという意見がありましたが、大和郡山市は多くの企業が頑張っていて、またその影響力も大きいので、第2号『事業者』は残しておいた方が、そのような団体に対する自覚も求めることができ良いのではないかという意見も出ました。

これはもう決断ですね。

委員 『事業者』という言葉がでてくるのは、第2条以外では第8条だけなのですよ。

会長 そうですね。第8条は義務的に入っていると云えます。

委員 第2条の定義に『事業者』を入れたから、第8条がでてくるわけですか。

会長 いえ、反対です。第8条を作ったから、第2条に『事業者』が

入っているという関係です。

事務局 さきほどから言われている合体というのは、A案の第1号と第2号を足して、大和市の第3条第1号にするという考え方ですよ
ね。

委員 大和市ではなく、B案の第1号です。

事務局 もうひとかたの意見は、第7号『コミュニティ』を削除して、三鷹市の第2条第2号にした方が良いというものですので、少し意味が異なりますよね。

委員 いえ、そうではありません。

最初はそのように発言しましたが、第2条の定義は用語の意味説明ですので、特にこだわりはありません。『コミュニティ』の所に、非営利の目的別公共的団体の意味をしっかりと記述してもらえるのであれば、A案で構わないです。

会長 営利目的の団体を入れてしまうと企業が含まれてしまうため、非営利の公益活動をする2種類のグループを『コミュニティ』に追加するのが良いという意見ですね。

委員 第2条第7号の『コミュニティ』は再度新しい案を提示して頂けないでしょうか。

会長 そうしましょうか。

副会長 項目は『コミュニティ』のままで良いのですね。

委員 良いです。『コミュニティ』は必要な項目だと思います。

会長 それから、第2条の第3号と第4号は順序を入れ替え、第3号を『市』、第4号を『執行機関』にして下さい。

委員 B案の第2条第2号にある『行政事務を管理執行する機関』に、社会福祉協議会が含まれるか否かという議論があったかと思いません。最近では行政が委託をしている業務も多く、それらが執行機関から抜けてしまうと、情報公開の開示対象になるかどうかという問題も出てきます。ですので、市が管理している執行業務を担うような団体は入れておいて頂きたいです。

会長 それは具体的には、市の行政事務を管理執行する機関の範囲に入りませんので、情報公開請求の対象にはなりません。

委員 しかし実際には、市がかなり大きなお金を使っているのですよね。

会長 市から払われている補助金や委託料については、市のお金がどういう使われ方をしているのかということですので公開請求できます。

委員 私の意見は開示請求が目的の話ではありません。例えばの話として、どういう人事が行われているか等の内容を知りたいという場合に、その対象が民間団体だということになれば我々市民の権利のひとつが十分に達成できないのではないかと思うわけです。

会長 その話はよく分かりますが、法律的にこの書き方をすることによってどういう機関を拾い上げることができるかを考えた際、事実上全くないのが実態ですね。なぜなら、第2条第3号に列挙されているもの以外に行政事務を管理する機関というのは存在しないからです。

今の論点は、委託、受託関係の話ですよね。委託、受託関係についての情報公開請求は、委託者である市長にいきます。あなたはなぜここに委託したのですか、委託した仕事内容を全て明らかにして下さい、どのような成果を挙げたのかあなたが答えて下さいという具合ですので、社会福祉協議会に対して要求するのではなく、委託をした市長に要求することになります。

そしてこのことは、指定管理者の場合も同じです。指定管理者

が行った処分や許可、例えば市民会館を貸す貸さない等ですが、そのことに対する文句を指定管理者に言っても仕方ありませんので、即座に市長の所に話がいきます。そのような関係にあるわけです。

委員 存在していないのに、『その他市の行政事務を管理執行する機関』という表記がなぜ付け加えられているのでしょうか。

事務局 B案の『執行機関』は、第1次素案たたき台の表記をそのまま用いています。

副会長 執行機関というのは行政法上の概念であり、表見代理等、責任を持ってその名前で行政処分をできる機関を指します。
したがって行政委員会であり、その他というものは存在しません。

事務局 第1次素案たたき台から、会長や副会長が言われている辺りのことを含め精査したものがA案になるのかと思います。

副会長 A案で良いと思います。

委員 『その他市の行政事務を管理執行する機関』は削除した方が良いでしょう。

会長 その通りです。法的に存在しませんので、逆に表記すると大変なことになります。

それでは第2条について、第1号はB案を用いてA案第2号は削除、第3号と第4号は順序を入れ替え、第5号と第6号はA案を用います。

それから、第7号『コミュニティ』については再検討をします。市の政策的にやろうとしている方向として、アソシエーション型のNPOやボランティア活動への支援制度も盛り込みたい、自治会直接ではなくもう少し総合的な地域政策を考えたいという思いがあるようです。そのため、『コミュニティ』という言葉でなく

るのは好ましくなく、『市民公益活動団体』等に変更して、その中にコミュニティ型、NPO型があるということにした方が良いでしょうね。

団体を意味するコミュニティには、地縁型団体以外ありえません。

副会長 『コミュニティ』という言葉は残してほしいですね。なぜなら、大和郡山市にはどういうふうに地域社会を作っていくかという、いわゆるコミュニティ政策が欠けているように思うからです。地域福祉計画や介護保険事業計画に関わったことでそう感じました。『コミュニティ』を削除するのは大決断だと思いますね。

会長 『地域コミュニティ』の号を作って、その次号に『市民公益活動』を作るのも良いかもしれません。

委員 その辺りも含めて、次回に案を提出してほしいです。

副会長 市としては大転換になるでしょうね。自治基本条例を作った意味にも関わりますから。

会長 いずれにせよ、今後の大和郡山市における市民開発政策、地域社会開発政策の方向性を決定するような条文になりますので、市民の思いだけで成案することはできないと思います。行政側の考えも含めて、再度条文案の提出をお願いします。

委員 もし、議論の結果として『コミュニティ』を削除することになった場合、現実に存在しているコミュニティセンターの扱いが問題になると思います。単なる愛称であって、実際には地域活動において皆が活用できる場所だとの位置付けでも良いでしょうけど、自治基本条例に書くことはできませんよね。

副会長 コミュニティ政策を自治体政策として始めたのは三鷹市が最初で、1960年代のことです。今でも、コミュニティ政策は三鷹市に聞きに行けと言われていたくらいです。

ただ、おそらくの話ですが自治基本条例を策定する時には、コミュニティセンター等の実際にあるコミュニティとこれから作るコミュニティとの間で混乱が生じるため、コミュニティは少し置いておき、公益活動という形に位置付けを直したのではないかと思います。

さきほどの意見の通り、実際のコミュニティとはズレがあるので、内容についてもきちんと議論をして頂きたいと思います。

会 長 では、『コミュニティ』は少し置いておいて、第3条に進みます。

まずは『子ども』という表記を、『子ども』あるいは『子供』のどちらにするのか。これは一般通則にもなってきたと思われるので、『子ども』のままが良いのではないのでしょうか。次に『障害者』は、『障がい者』あるいは『障害者』の方が良いのではないかという意見がありました。

委 員 第3号に『地球』という表記がありますが、これは大げさすぎる気がします。また、文中に形容詞が多いので少し整理した方が良いでしょう。

第4号については、『にぎわいと活力に満ちた』は『にぎわい』か『活力』の一方で良く、『促進し』は表現が硬いので『高める』あるいは『深める』を用い、『人と人』『人と地域』も『人と人』だけで良いでしょう。

それから、第5号は『限られた資源を最大限活用し、』を削除しても意味は通じると思います。

会 長 念のために言いますが、第2次素案たたき台の条文案はいきなり出てきたわけではなく、皆さんの議論の中から出てきたものです。あれも入れて欲しいこれも入れて欲しいということから、このような形になっています。

以前の話と同じになりますが、いかに削るかということです。

委 員 第3号に『循環型のまちづくり』とあります。資源循環型という表現はありますが、第3号の場合は何を循環させると考えれば

良いのでしょうか。

委員 『循環型』について、ひとつ提案があります。エコや省資源の観点から、今後自分の飲み物を持参することにするのはどうでしょうか。

委員 その話は条例策定とは関係なく、今すべき話ではないと思います。

事務局 気持ちは分かりますが、今は第3条についての議論中です。それは会議運営に関する話ですので、会議の最後の方か事務局に言って頂くことをお願いします。

委員 すみません。第3条はきれい事が並べられていて、自分達で実践できることはしなければならぬのではないかと思い、発言しました。

会長 議論を戻します。

第3条については形容詞が多過ぎるので、もう少し省略しても良いのではないかということでした。次回以降、検討せざるをえませんので、どこをどう削除すれば良いかという提案をお願いします。

委員 第1号について、『自己決定・自己責任』は『地方自治の本旨に基づき』の繰り返し説明であり、また『特色ある』は『個性豊かなまちづくり』のみで意味は通じるため、『自己決定・自己責任』と『特色ある』は削除した方が良いのではないのでしょうか。

第2号の『子ども、高齢者、障害者等』について、入れたい気持ちは分かりますが、『すべての市民』に当然含まれるため削除できると思います。

第3号『多彩な産業、地球・・・』は『多彩な産業と地球・・・』としなければ、後ろの『共生を図りながら』に繋がらないのではないのでしょうか。また、『後生に誇れる』はあくまで修飾語ですから不要ですし、『持続発展可能な循環型のまちづくり』に

はもう少し説明が必要ではないかと思います。

第5号『限られた資源を最大限活用し』と『自主性及び自立性を確保したまちづくり』がどう関係するのか、意味をもう少し説明しないと分からないのではないのでしょうか。

会 長 『すべての市民』と言えば『子ども、高齢者、障害者等』の事例は必要ないということでしょうか。

委 員 逆に『子ども、高齢者、障害者』と書くとするならば、『女性』等も記述する必要があるように思います。

会 長 それについてはまだ議論があるでしょうね。

実は、すべての市民の人権が守られるというのは空念仏だという批判があります。すべての市民のような言い方では絶対に人権を守ることはできず、弱い立場に置かれるマイノリティの人達の事例をきちんと挙げ、そのような人達の人権を守ると言わないといけないというものです。

委 員 そのように事例を挙げる場合には、それぞれについて最も守られなければならない事柄は何かを記述する必要があるのではないのでしょうか。子どもの場合は何か、高齢者の場合は何か、障がい者の場合は何かという具合です。『子ども、高齢者、障害者』という記述だけで人権が守られるのかと言えば、そうではないと思います。

会 長 それは解釈の話ですよ。

言い方は忘れてしまいましたが、事例的に挙げる啓発的な効果ということが言われていますので、『子ども、高齢者、障害者等』というような書き方を私は支持します。

『すべての市民』で充分だというのは、理論的にはその通りですが、表現としては弱くなると思いますので、個人的にその辺の解釈には異論がありますね。

委 員 第3条は基本理念についての条文ですよ。理念というのは、

我々がどういう位置付けを条文の方向性として持つかというような大きな枠ではないかと私はと思いますが、この辺の理解はどうでしょうか。

会 長 基本理念というのは最も重視する価値観のことで、第3条の第1号～第5号に書いてあることが大和郡山市民の最も重視する価値観ですという認識です。ですので、その価値観さえしっかりと出していけば、その前に並ぶ修飾語はできるだけ簡潔でも良いと思います。

副会長 項目が五つあるわけですが、それぞれが複数の価値観を言っているため分かりにくくなっているのではないかと思います。
一つの項目に一つの理念というふうに整理した方が良いのかもしれないですね。お互いが打ち消し合いをして、少し分かりにくく感じます。

会 長 確かに、少し重複している所はありますね。
それではまとめさせていただきます。第3条については、たくさんのことを言い過ぎて分かりにくくなっているという意見もあります。ですので、形容詞や重ね言葉は削除していく形でもう一度書き直してみたいと思います。

第1号にある『地方自治の本旨』とは、ガバナビリティとオートノミーであると元々の英文には書いてあります。ガバナビリティとは自分のことは自分で決めるということ、オートノミーとは自分達のまちは自分達で治めるということです。ルールを決める、統治するという二つの原則、その辺りのことを書けば良いのかなと思います。

第2号は人権に関することで、これは欠かすことのできない基本理念ですね。地方自治と人権は裏表の関係にあります。

第3号は環境や歴史等を大切にすることです。つまり、大和郡山市の置かれている優れた環境を大切にします、優れた資産を大切にしますということです。

第4号は人間同士の関係、社会的資本の関係とでも言いますか、それを大切にして活力の源にしますということです。産業という

ことはそれほど言わなくても良いのかなと思います。

第5号は地方自治体としての自主性及び自立性を確保したまちづくりということで、このような形で少しすっきりさせて頂いてよろしいでしょうか。

副会長 第3条第1号の『自己決定・自己責任』については、竹中平蔵氏が言っていることの印象が強すぎる気がしますね。

竹中氏の話は要するに、市場社会の中で自分達で決めなさいということを書いて、敗れた者は自己責任というアメリカ資本主義の考え方なわけです。それに賛同することは、ちょっとできませんね。

自分達の話は自分達で決めるということと、『自己決定・自己責任』とは内容が全く異なります。また、この自治基本条例にとっては言葉そのものではなく、その内容的なことが必要であることも考えれば、『自己決定・自己責任』という言葉自体は使わない方が良くと思います。

会長 あえて言うのであれば、地方自治は自己決定・自己責任ではなく、自己決定・自己権力です。自分達で決める、自分達で権力の行使をする、その代わり責任も取るという具合です。竹中氏の話で言われていることは責任ばかりで、権力や権限がありません。

地方自治というのは、本来は権限行使です。そういう意味で、副会長が言うように『自己決定・自己責任』は使わない方が良くも知れませんね。

委員 ここにはありませんが、他の圏域との連携・協力みたいなことは理念では入ってきませんか。

会長 その辺りは最後の方の条文にありますが、理念としての他の圏域との連携を理念自体に含めるかは迷うところですね。

副会長 それも含めて検討しましょう。

会長 そうしましょうか。

いずれにせよ皆さんの議論が集積し過ぎていますので、それを削っていく必要があります。

本日は、第2条まで決定しました。

委員 第3条は、市役所、環境、人という見方でまとめてもらうと良いのではないのでしょうか。

例えば、第1号と第5号は市役所に関することですよね。

会長 いえ、『市民及び市』が主語ですので、第3条自体がその両者に関わることです。

それでは本日の議論は終了とさせていただきます。今後このような感じで作業を進めていくつもりです。今回で前文の議論は一旦踏ん切りが着きましたので、次回はより多くの条文をこなせるかと思えます。

それから、いつもお願いしていることですが、一度最後まで条文を見た上で、今はこの辺の議論をしているのだなというふうに行きつ戻りつ頭の中で描いて頂けるでしょうか。

それでは皆さん、ありがとうございました。

事務局 次回は平成21年3月27日（金）、場所は中央公民館の3階小ホールで開催させていただきます。

では、本日の会議を終わります。皆さん、ありがとうございました。

会長 ありがとうございます。皆さん、お疲れ様でした

以下余白